

第10期

富谷市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

申請の手引き

※「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内」とあわせてご確認ください

営業時間 短縮要請 対象期間	令和 3年 8月20日（金）午後8時 から 令和 3年 8月27日（金）午前0時 まで
対象店舗	・ 富谷市内で食品衛生法の営業許可を取得し、通常、午後8時から午前5時の間に営業している飲食店 ※営業形態等によっては、食品衛生法の許可を取得していても対象外となる場合があります。 ※要請対象期間以前から対象店舗での営業の実態があり、申請時点において営業を継続していることが必要です。
申請書提出期間	令和3年9月13日（月）から 令和3年11月1日（月）まで

お問い合わせ：富谷市経済産業部産業観光課

022-358-0524 平日8:30～17:30

富谷市

令和3年9月6日 時点版



新型コロナウイルス関連の給付金等を装った詐欺にご注意ください。

虚偽の内容による申請等不正な手段により交付を受けた場合は、協力金の返還を求めるとともに、加算金等の請求、事業者名の公表等の措置を行う場合があります。

感染症拡大防止協力金(第10期)は店舗ごとの売上高(消費税・地方消費税を除く)等に応じて支給額や申請方法が異なります。

簡易申請

(大企業以外の方) ※概ね8割の事業者がこちらに該当します

- **全ての店舗の1日当たりの売上高※が83,333円以下(概ね8月ひと月の売上高が258万円以下)の方**

が選択できます

※ 売上高は消費税・地方消費税を除いて計算してください。

- **1店舗当たりの支給額: 175,000円／店舗(下限額※)**

※ 簡易申請の場合、下限額での支給となります

- **確定申告書、売上台帳等の提出は不要**です

令和元年又は令和2年の1店舗当たりの売上高が次のいずれかの目安を超える場合は、通常申請による協力金の額が上記の額以上となる場合がありますので通常申請をご検討ください。

【通常申請の目安】

- ・8月の売上高が2,583,323円(税抜き)を超える
- ・8月20日から8月26日までの売上高の合計が583,331円(税抜き)を超える

通常申請

(1日当たりの売上高が83,333円を超える店舗がある方、大企業の方)

- **1店舗当たりの支給額: 売上高※等に応じて異なります。**

175,000～1,400,000円

(大企業の場合は0～1,400,000円)

※売上高は消費税・地方消費税を除いて計算してください。

- **売上高情報シートの提出が必要**となります。

※支給額決定のために店舗ごとの売上高の確認が必要となります。

- **確定申告書、売上台帳等の提出が必要**となります。

※テイクアウト・デリバリー分は売上高より除いてください

通常申請を行う場合、以下のいずれかの方法により『1日当たりの売上高』を計算して申請してください。『1日当たりの売上高』が最も大きくなる『算出方法』と『期間』の組み合わせを推奨しています。

算出方式	期間	期間中の売上高 (消費税・地方消費税を除く) 【記入してください】	計算式	1日当たりの売上高 (消費税・地方消費税を除く) 【記入してください】
8月	2019/8/1～8/31		÷31	
	2020/8/1～8/31		÷31	
時短 要請日	2019/8/20～8/26		÷7	
	2020/8/20～8/26		÷7	

『1日当たりの売上高』が83,333円を超える組み合わせがある場合

通常申請

『1日当たりの売上高』が最も大きくなるものを選択してください。

全ての計算結果が83,333円以下だった場合

『簡易申請』を選択できます。

※簡易申請では確定申告書、売上台帳等の提出は必要ありません。

※確定申告等が不要となっている場合、基本的には簡易申請となります。

店舗情報シートの記入方法	1ページ
店舗ごとの申請額一覧の記入方法	3ページ
売上高情報シートについて	4ページ
売上高の確認ポイントについて	5ページ
『1日当たりの売上高』算出に当たっての留意事項	9ページ
売上高情報シート(売上高方式)の記入方法	10ページ
売上高情報シート(売上高減少額方式)の記入方法	11ページ
売上高情報シートの添付資料について	12ページ
協力金の額の算出例	13ページ
新規開業特例について	17ページ
よくあるお問い合わせ	22ページ
中小企業者・大企業の判断基準	24ページ

点線枠の中を全て記入し写真等を貼付してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

別紙 2 (店舗情報シート) 表面

店舗の名称(フリガナ)及び施設No.を記入してください(1店舗のみの場合は「1」)。
※複数店舗で申請を行う場合、施設No.は「店舗ごとの申請額一覧」と一致させてください。

店舗の所在地・営業時間等を記入してください。
※所在地はビル名や階数まで記載してください。
※営業許可書と一致している必要があります。

第10期の店舗情報シートであることを確認してください。

様式第1-2号 別紙 (第5条関係)

時間短縮営業を行った店舗の店舗情報シート (第10期: 8/20 ~ 8/26分)

No.	1	フリガナ	〇〇ショウドウシヤ
		店舗名称	〇〇食堂本店

1 店舗情報記入欄

店舗所在地	富谷市〇〇〇〇丁目〇-〇
通常営業時間	17時00分から24時00分まで
酒類の提供状況	提供なし・提供あり(17時00分から24時00分まで)
感染対策実施状況	☒ 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」取得し掲示するとともに、取得に必要な感染防止対策の取り組みを実施している。 ☐ 「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」を取得し掲示するとともに、取得に必要な感染防止対策の取り組みを実施している。
※該当するものに	☒

2 営業時間短縮要請への協力状況

【要請期間】	令和3年8月20日午後8時から令和3年8月27日午前0時
営業時間	17時00分から20時00分まで
酒類提供	提供なし・提供あり(17時00分から19時00分まで)
うち休業	月 日から 月 日まで

対象期間中の営業時間を記載してください。

感染対策の実施状況について該当する方にチェックを入れてください。
※みやぎ飲食店コロナ対策認証店は「認証ステッカーを取得・掲示」の欄にチェックをお願いします。

3 店舗の外観写真

貼り付け欄(入口・店名が判別できる写真を貼り付けてください)



店舗の入り口・店舗名等が読み取れる外観写真を貼り付けてください
※入居ビルの写真や入居ビル入り口の看板の写真では不可とします。
※1枚で入り口と店舗名の確認が困難な場合、複数枚添付してください。

※複数店舗で申請する場合は店舗情報シートを申請店舗分作成して添付してください。

点線枠の中を全て記入し写真等を貼付してください。
 ※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

別紙 2 (店舗情報シート) 裏面

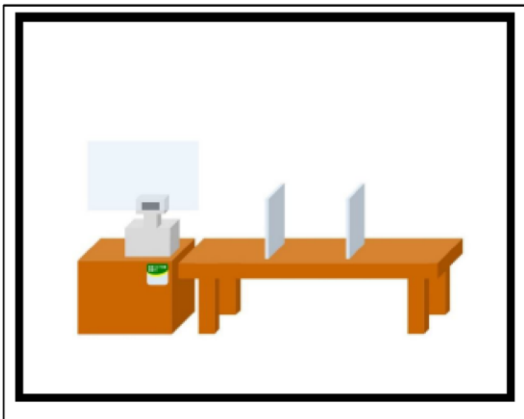
店舗の名称及び施設No.を記入してください。
 ※施設No.は「店舗ごとの申請額一覧」と一致
 させてください。

No	1	店舗名称	〇〇食堂本店
----	---	------	--------

4 店舗の内観写真

貼り付け欄

(お客様が飲食するスペースがわかる店内写真を貼り付けてください)



客席が見渡せる内観写真を貼り付けてください。
 ※個室のみの店舗等の場合は、個室を撮影したものでも可。
 ※レジ前等飲食スペースが確認できないものは不可。

5 その他の貼り付け欄

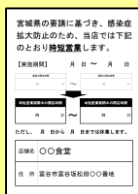
① 営業時間短縮要請への協力状況

② 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」等の取得・掲示状況等

店舗の外観・内観写真で営業時間短縮要請への協力状況、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」がわからない場合は、追加で貼り付けてください。

2 / 2

店舗の外観又は内観写真から、①営業時間の短縮協力状況、②宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」又は「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」の取得・掲示状況がわからないときは、別途この欄にわかるものを貼り付けてください。



例) 営業時間の短縮を告知した貼り紙やSNSのスクリーンショット等(協力期間の始期・終期が明確にわかること)



例) 新型コロナ対策実施中ポスター又はみやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカーの掲示状況を写した写真

※複数店舗で申請する場合は店舗情報シートを申請店舗分作成して添付してください。

複数店舗で申請を行う場合、『店舗ごとの申請額一覧(別紙1)』の提出が必要です。

店舗No.と店舗の名称を記入します。

店舗ごとの申請額一覧(第10期: 8/20~8/26分)

申請者名 株式会社 ○○○○

No.	店舗名称	申請額の算出方法	⇒	算出結果	店舗ごとの申請額
1	○○食堂	☒ 売上高方式(83,333円以下)	⇒	25千円× 7日 = 175千円	175,000円
		☐ 売上高方式(83,333円超250,000円以下)	⇒	千円× 7日 = 千円	
		☐ 売上高方式(250,000円超)	⇒	75千円× 7日 = 525千円	
		☐ 売上高減少額方式	⇒	千円	
2	カフェ○○	☒ 売上高方式(83,333円以下)	⇒	25千円× 7日 = 175千円	175,000円
		☐ 売上高方式(83,333円超250,000円以下)	⇒	千円× 7日 = 千円	
		☐ 売上高方式(250,000円超)	⇒	75千円× 7日 = 525千円	
		☐ 売上高減少額方式	⇒	千円	
		☐ 売上高方式(83,333円以下)	⇒	千円× 7日 = 千円	円
		☐ 売上高方式(83,333円超250,000円以下)	⇒	千円× 7日 = 千円	
		☐ 売上高方式(250,000円超)	⇒	75千円× 7日 = 525千円	
		☐ 売上高減少額方式	⇒	千円	
		☐ 売上高方式(83,333円以下)	⇒	25千円× 7日 = 175千円	円
		☐ 売上高方式(83,333円超250,000円以下)	⇒	千円× 7日 = 千円	
		☐ 売上高方式(250,000円超)	⇒	75千円× 7日 = 525千円	
		☐ 売上高減少額方式	⇒	千円	
申請額 (店舗ごとの申請額を合計してください)					350,000円

算出方法に応じてチェックを入れます。売上高方式の場合は算出結果も記入してください。

記載する店舗No.と記載順は店舗情報シートと必ず統一してください。

『店舗ごとの申請額』の合計額を記入します。合計額は申請書の5「交付申請額」に転記してください。

申請店舗数分記入します

様式第1-2号 別紙2 (第5条関係)

時間短縮営業を行った店舗の店舗情報シート (第10期: 8/20~8/26日)

No	1	フリガナ	〇〇食堂
		店舗名称	〇〇食堂本店

1 店舗情報記入欄

店舗所在地	富谷市〇〇〇丁目〇-〇
通常営業時間	17時00分から24時00分まで
酒類の提供状況	提供なし ☒ 提供あり (17時00分から24時00分まで)
感染対策実施状況	☒ 宮城県「新型コロナウイルス対策実施中ポスター」取得し掲示するとともに、取得に必要な感染防止対策の取り組みを実施している。 ☐ 「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」を取得し掲示するとともに、取得に必要な感染防止対策の取り組みを実施している。
※該当するものに	☒

2 営業時間短縮要請への協力状況

【要請期間】令和3年8月20日午後8時から令和3年8月27日午前0時	
営業時間	17時00分から20時00分まで
酒類提供	提供なし ☒ 提供あり (17時00分から19時00分まで)
うち休業	___月___日から___月___日まで

3 店舗の外観写真

貼り付け欄(入口・店名が判別できる写真を貼り付けてください)

売上高情報シートは店舗ごとの協力金の算出方法によって異なります。まずは、次のいずれかの方法にて店舗の『1日当たりの売上高』を計算してください。 **※売上高は消費税・地方消費税を除きます**

店舗の『1日当たりの売上高』の計算方法

(ア) 8月方式

【計算式】

令和元年又は令和2年8月の店舗の売上高 ÷ 31日

(イ) 時短要請日方式

【計算式】

令和元年又は令和2年の8月20日から8月26日の売上高の合計 ÷ 7日

※令和2年8月20日以降にオープンした店舗等については、特例での計算となります(17ページ以降参照)。

店舗の『1日当たりの売上高』が25万円以下の場合

『売上高方式』で協力金の申請額を求めます。

⇒「別紙3-1」を使用してください(記入方法10ページ)。

店舗の『1日当たりの売上高』が25万円を超える又は大企業の場合

同様方式で令和3年の『1日当たりの売上高』を計算し、令和元年又は令和2年の『1日当たりの売上高』からの減少額を計算してください。

■減少額が187,500円以下の場合

・売上高方式

⇒「別紙3-1」を使用してください(記入方法10ページ)。

■減少額が187,500円を超える又は大企業の場合

・売上高減少額方式

⇒「別紙3-3」を使用してください(記入方法11ページ)。

必ずご確認ください！

- 売上高は**消費税・地方消費税を除いた額**を用います。
- テイクアウト・デリバリー分は売上高より除きます。
- 経理処理が**税込み・税抜き**のどちらであるか不明な場合は、必ず担当の税理士等に確認の上申請を行ってください。
- 確定申告書・売上台帳等が**税抜きで記載されている場合**、添付資料からそれがわかるようにしてください。
例)確定申告書・売上台帳等に「税抜き」の表示がある場合はその部分にマーカーを塗る
提出された資料が税抜きの額である旨の税理士による証明書を添付する、等
- 確定申告書・売上台帳等が**税込みで記載されている場合**は、**税抜きの売上高がわかる資料を作成し、添付**してください。
- 提出書類から売上高が税込み・税抜きのどちらなのか判別がつかない場合は追加書類の提出が必要となるとともに、売上高の確認に時間を要するため、支給が大幅に遅くなりますのでご注意ください。

消費税・地方消費税の確認方法(例)

【法人・個人共通】

- 売上台帳等に税抜きと記載又は税抜き価格及び税額が記載されており、税抜き価格の合計額と確定申告書等の売上高を記入する項目と金額が一致
⇒**税抜きで経理処理されているとみなします。**
- 売上台帳等に税込みと記載
⇒**税込みで経理処理されているとみなします。**

【法人の場合】

決算書の注記表にて税込み・税抜きのどちらであるか確認できます。

税込みの売上高を個別に税抜きにすることが困難な場合は『**税込みの売上高÷(1+税率)**』といった方法で税抜きの売上高を計算しても差し支えありません。

- | | |
|--|---------------|
| ■令和2年8月の税込み売上高が100万円であった場合 | |
| $100\text{万円} \div (1 + 0.10) = 909,091\text{円}$ | ※令和2年8月の税率10% |
| ■令和元年8月の税込み売上高が100万円であった場合 | |
| $100\text{万円} \div (1 + 0.08) = 925,926\text{円}$ | ※令和元年8月の税率8% |

【ポイント1】

売上高情報シートに記載した売上高と、売上台帳等添付書類の売上高は必ず一致させてください。

【具体例】

売上台帳(2019年8月度)

	売上(税抜)	税額	売上(税込)
2019年8月1日	81,555	6,525	88,080
2019年8月2日	50,000	4,000	54,000
2019年8月3日	97,592	7,808	105,400
2019年8月4日	55,555	4,445	60,000
.	.	.	.
2019年8月31日	69,444	5,556	75,000
8月合計	2,636,344	210,908	2,847,252

?

様式第1-2号 別紙3-1(第5条関係) 抜粋

1. 1日当たりの売上高の計算 【対象期間の属する年をチェックしてください: ☒ 2019年/☐ 2020年】

対象期間 ※いずれかを選択	対象期間の売上高(A) ※消費税・地方消費税を除く、1円単位まで記入
☒ 8月方式 (8月1日から8月31日)	2,636,344円
☐ 前月累計方式 (7月1日から8月31日)	

添付した売上台帳の税抜額と申請書類記載の売上高が一致している

1. 1日当たりの売上高の計算 【対象期間の属する年をチェックしてください: ☒ 2019年/☐ 2020年】

対象期間 ※いずれかを選択	対象期間の売上高(A) ※消費税・地方消費税を除く、1円単位まで記入
☒ 8月方式 (8月1日から8月31日)	2,847,252円
☐ 前月累計方式 (7月1日から8月31日)	

税込みの売上高が転記されています！
必ず税抜きの売上高を記載してください！

1. 1日当たりの売上高の計算 【対象期間の属する年をチェックしてください: ☒ 2019年/☐ 2020年】

対象期間 ※いずれかを選択	対象期間の売上高(A) ※消費税・地方消費税を除く、1円単位まで記入
☒ 8月方式 (8月1日から8月31日)	2,956,874円
☐ 前月累計方式 (7月1日から8月31日)	

申請書に記載された売上高が添付書類では確認できません。
必ず申請書と添付書類の売上高を一致させてください！

【ポイント2】

確定申告書記載の売上高と店舗・事業ごとの売上高の合計を必ず一致させてください。

【具体例】月別の売上台帳等と確定申告書(B)との確認方法

売上台帳			
	売上 (税抜)	税額	売上 (税込)
2019年1月	3,105,555	248,445	3,354,000
2019年2月	1,500,925	120,075	1,621,000
2019年3月	2,735,185	218,815	2,954,000
2019年4月	2,976,388	238,112	3,214,500
⋮	⋮	⋮	⋮
2019年12月1日	3,889,814	311,186	4,201,000
2019年合計	29,764,444	2,381,156	32,145,600

税込額と一致している場合は、税抜額にて『1日当たりの売上高』を求めてください。また、税抜金額がわかる資料の提出が必要です。

確定申告書B (FA2200)

令和 年分の所得の申告書B

氏名 氏名 氏名 氏名

住所 住所 住所 住所

電話番号 電話番号 電話番号 電話番号

業種 業種 業種 業種

収入 収入 収入 収入

支出 支出 支出 支出

税 税 税 税

課税される所得金額 (①) 又は第三表上の②に対する税額 又は第三表の③ 0.00

配当控除 (④) 0.00

政令等特例金等特別控除 (⑤) 0.00

住宅ローン控除 (⑥) 0.00

公的年金等 (⑦)

税抜額と一致していれば算出方法による金額をもとに『1日当たりの売上高』を求めてください。

【具体例】日別の売上台帳等と青色申告決算書との確認方法

売上台帳(2019年8月度)

	売上 (税抜)	税額	売上 (税込)
2019年8月1日	81,555	6,525	88,080
2019年8月2日	50,000	4,000	54,000
2019年8月3日	97,592	7,808	105,400
2019年8月4日	55,555	4,445	60,000
⋮	⋮	⋮	⋮
2019年8月31日	69,444	5,556	75,000
8月合計	2,636,344	210,908	2,847,252

税込額と一致している場合は、税抜額にて『1日当たりの売上高』を求めてください。また、税抜金額がわかる資料の提出が必要です。

令和 年分の青色申告決算書

〇月別売上(収入)金額

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

〇給料賃金の内訳

氏名 氏名 氏名 氏名

〇専従者給与の内訳

氏名 氏名 氏名 氏名

〇青色申告特別控除の計算

〇貸倒引当金繰入額の内訳

税抜額と一致していれば算出方法による金額をもとに『1日当たりの売上高』を求めてください。

対象区域外でも飲食店を運営している場合や飲食店以外の事業を行っている場合は、対象区域内の店舗の売上高がわかる書類+それ以外の売上高がわかる書類を添付いただき、その合計が一致していることを確認します。

【ポイント3】

売上台帳等に記載されている売上高が税込み・税抜きのどちらなのかが確認できるようにしてください。



売上台帳等に税抜き金額であることが明記されている

売上台帳			
	<u>売上（税抜）</u>	税額	売上（税込）
2019年1月	3,105,555	248,445	3,354,000
2019年2月	1,500,925	120,075	1,621,000
2019年3月	2,735,185	218,815	2,954,000
2019年4月	2,976,388	238,112	3,214,500
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
2019年12月1日	3,889,814	311,186	4,201,000
2019年合計	29,764,444	2,381,156	32,145,600



売上台帳等からでは税込み・税抜きのどちらなのかが不明

売上台帳(2019年8月度)

	売上
2019年8月1日	88,080
2019年8月2日	54,000
2019年8月3日	105,400
2019年8月4日	60,000
・	・
・	・
・	・
2019年8月31日	75,000
8月合計	2,847,252

売上台帳等から税込み・税抜きが確認できない場合

- 税込みの場合、税抜きの売上高がわかる書類等を別途添付してください。
- 税抜きの場合、税理士による証明等を添付してください。

『1日当たりの売上高』算出に当たっての留意事項

同一施設内で複数事業を行っている場合

- 同一店舗にて飲食に係る売上高とそれ以外の売上高が混在している場合、飲食事業のみの売上高を分離し当該店舗の売上高としてください。ただし、飲食物の提供を行わなければ事業が成立しない場合などは、店舗全体の売上高を当該店舗の売上高とすることができます。
- 飲食に係る売上高以外の売上高が小規模である場合は、すべての売上高を店舗の売上高として差し支えありません。

【売上高の分離が必要となる場合の例】

宿泊施設、大型複合施設、飲食店でのテイクアウト・デリバリー等
※テイクアウト・デリバリーは売上高より除きます

【売上高の分離が不要となる場合の例】

接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、映画館等

店舗ごと・事業ごとの売上高の分離が困難な場合

原則として店舗・事業ごとに売上高等を計算し、またその証拠書類として店舗ごとの売上台帳等の提出が必要となりますが、全ての店舗の売上高を普段から分けていない等により店舗ごとの売上高の算出が困難な場合は、確定申告書等に記載の事業者全体の売上高を店舗・事業数で按分するといった算出方法も可とします。

※按分等により店舗当たりの売上高を算出した場合はその計算内容のわかる書類を必ず添付してください。

【飲食とそれ以外の売上高の分離の例・・・宿泊施設の場合】

1泊2食付き宴会プランが15,000円で飲食分を5,000円、宿泊分を10,000円と設定していた場合、

8月の売上高:3,000万円

飲食事業の割合: $5,000円 \div 15,000円 = 0.3$

飲食事業の8月の売上高: $3,000万円 \times 0.3 = 900万円$

1日当たりの売上高: $900万円 \div 31日(8月の暦日数)$

= **290,323円**

売上高の算出について不明な点がありましたら、個別に御相談ください。

点線枠の中を全て記入してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

店舗の名称及び施設No.を記入してください(1店舗のみの場合は「1」)。
※複数店舗で申請を行う場合、施設No.は「店舗ごとの申請額一覧」と一致させてください。

売上高方式用であることを確認。

様式第1-2号 別紙3-1 (第5条関係)

時間短縮営業を行った店舗の売上高情報シート
(第10期: 8/20~8/26日)

計算に用いた月が属する年を選択してください。

計算式にもとづき1日当たりの売上高を計算してください。

いずれかを選択

1. 1日当たりの売上高の計算 【対象期間の属する年をチェックしてください: ☒ 令和元年 / ☐ 令和2年】

対象期間 ※いずれかを選択	対象期間の売上高(A) ※消費税・地方消費税除く、1円単位まで記入	計算式	1日当たりの売上高(B) ※1円単位まで記入(小数点以下切り上げ)
☒ 8月方式 (8月1日から8月31日)	2,636,344円	(A) ÷ 31	85,044円
☐ 時短要請日方式 (8月20日から8月26日)	円	(A) ÷ 7 =	円

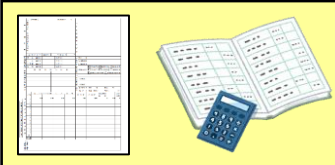
2. 申請額の算出

要請期間	1日当たりの協力金単価(C) ※計算式: (B) × 0.3(千円未満切り上げ)	計算式	店舗ごとの申請額 ※複数店舗の方は店舗ごとの申請額を別紙1に転記してください
令和3年8月20日から令和3年8月26日	26,000円 ※下限: 2.5万円、上限 7.5万円	(C) × 7 =	182,000円

※対象期間の売上高が確認できる書類(確定申告書、売上台帳、試算表等)の添付が必要です。

※令和3年8月20日から8月26日までの売上高がわかる書類(日別の売上台帳等)の添付が必要です。

対象期間の売上高を確定申告書・売上台帳等から転記してください。



『1日当たりの売上高』に「0.3」をかけて、『1日当たりの協力金単価』を求めてください。

『1日当たりの協力金単価』に日数をかけ、『店舗ごとの申請額』を求めてください。

売上高情報シートの記載内容の確認のために次の添付資料が必要となります(詳細は12ページ)。

■ 共通

・確定申告書

※売上高を求める月の含まれる年又は決算期の申告書を提出ください。

■ 複数店舗で申請を行う場合、追加で必要となるもの

・店舗ごとの売上がわかるもの(店舗ごとの売上台帳等)

■ 時短要請日方式を選択した場合、追加で必要となるもの

・8月20日から8月26日までの日ごとの売上高がわかるもの(日計表等)

売上高情報シート(売上高減少額方式)の記入方法

点線枠の中を全て記入してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

店舗の名称及び施設No.を記入してください(1店舗のみの場合は「1」)。
※複数店舗で申請を行う場合施設No.は「店舗ごとの申請額一覧」と一致させてください。

売上高減少額方式用であることを確認。

時間短縮...を行った店舗の売上高情報シート
(第10期: 8/20~8/26分)

計算に用いた月が属する年を選択してください。

計算式にもとづき1日当たりの売上高を計算してください。

いずれかを選択

対象期間	対象期間の売上高(A)	計算式	1日当たりの売上高(B)
☒ 8月方式 (8月1日から8月31日)	11,510,970円	(A) ÷ 21	371,322円
☐ 時短要請日方式 (8月20日から8月26日)		(A) ÷ 7 =	

1日当たりの売上高(B) × 0.3 = 112,000円

『1日当たりの売上高 × 0.3』を求めてください。
(F)の金額がこの欄の金額より大きい場合はこちらの額を協力金の単価として用います。

対象期間	対象期間の売上高(C)	計算式	令和3年の1日当たりの売上高(D)
☒ 8月方式 (令和3年8月1日から8月31日)	3,440,430円	(C) ÷ 31	110,982円
☐ 時短要請日方式 (令和3年8月20日から8月26日)		(C) ÷ 7 =	

同じ方式を選択

要請期間	1日当たりの売上高減少額(E)	1日当たりの協力金単価(F)	計算式	店舗ごとの申請額
令和3年8月20日から令和3年8月26日	260,340円	105,000円	(E) × 0.4	735,000円

※対象期間の売上高が確定申告書・帳簿等から転記してください。
※計算式で計算した『1日当たりの売上高(B) × 0.3』を上回る場合は、『1日当たりの協力金単価(F)』は『1日当たりの売上高(B) × 0.3』を記入してください。

売上高を確定申告書・帳簿等から転記してください。

『1日当たりの減少額』を求めてください。

『1日当たりの減少額』に「0.4」をかけて、『1日当たりの協力金単価』を求めてください。

『1日当たりの協力金単価』に日数をかけ、店舗ごとの申請額を求めてください。

売上高情報シートの記載内容の確認のために次の添付資料が必要となります(詳細は12ページ)。

■共通

・確定申告書※、令和3年の売上高がわかるもの(売上台帳等)

※売上高を求める月の含まれる年又は決算期の申告書を提出ください。

■複数店舗で申請を行う場合、追加で必要となるもの

・店舗ごとの売上がわかるもの(店舗ごとの売上台帳等)

■時短要請日方式を選択した場合、追加で必要となるもの

・8月20日から8月26日までの1日ごとの売上高がわかるもの(日計表等)

売上高情報シートの添付書類として次のものが必要になります。

全ての申請者が提出が必要なもの

【個人】令和元年又は令和2年の確定申告書B(第一表・第二表)
及び所得税青色申告決算書(両面)の写し

①確定申告書B第一表
及び第二表(2枚)



②所得税青色申告決算書(両面2枚)

【法人】令和元年又は令和2年確定申告書別表一及び
法人事業概況説明書の写し

①確定申告書別表一(1枚)



②法人事業概況説明書(両面2枚)

※売上高を求める月の含まれる年又は決算期のものを提出してください
(決算日をまたぐ場合は複数期分)。

※確定申告書等を消費税・地方消費税込み方式で記載している場合は、
消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出
してください。

なお、税抜き方式の場合には、売上高が税抜きであることがわかる資料を必ず添付してください。**資料の添付がない場合には、税込み方式として税率相当分を割り戻した上で支給額を決定する場合があります。**

(ア) 8月方式 × (A) 売上高方式

$$\begin{aligned} \text{協力金単価} &= \text{『1日当たりの売上高』} \times 0.3 \\ &= (\text{令和元年又は令和2年の8月の売上高} \div 31 \text{日}) \times 0.3 \end{aligned}$$

■ 令和2年8月の売上高: 95万円

$$\begin{aligned} 95 \text{万円} \div 31 \text{日} \times 0.3 &= 9,194 \text{円} \leq 25,000 \text{円 (下限額)} \\ \Rightarrow \text{協力金単価} &: 25,000 \text{円} ※ \end{aligned}$$

※ 算出結果が下限額(25,000円)以下のため
協力金単価は25,000円となります。

$$\text{協力金の額} = 175,000 \text{円} (\text{協力金単価} \times 7 \text{日})$$

■ 令和2年8月の売上高: 545万円

$$\begin{aligned} 545 \text{万円} \div 31 \text{日} \times 0.3 &= 52,742 \text{円} \\ \Rightarrow \text{協力金単価} &: 53,000 \text{円 (千円未満切り上げ)} \end{aligned}$$

$$\text{協力金の額} = 371,000 \text{円} (\text{協力金単価} \times 7 \text{日})$$

■ 令和2年8月の売上高: 1,095万円

$$\begin{aligned} 1,095 \text{万円} \div 31 \text{日} \times 0.3 &= 105,968 \text{円} \geq 75,000 \text{円 (上限額)} \\ \Rightarrow \text{協力金単価} &: 75,000 \text{円} ※ \end{aligned}$$

※ 算出結果が上限額(75,000円)以上のため
協力金単価は75,000円となります。

$$\text{協力金の額} = 525,000 \text{円} (\text{協力金単価} \times 7 \text{日})$$

(イ)時短要請日方式×(A)売上高方式

$$\begin{aligned}\text{協力金単価} &= \text{『1日当たりの売上高』} \times 0.3 \\ &= \text{令和元年又は令和2年の8月20日から} \\ &\quad \text{8月26日の売上高の合計} \div 7 \text{日} \times 0.3\end{aligned}$$

■令和元年8月20日から8月26日の売上高の合計:30万円

$$\begin{aligned}30\text{万円} \div 7 \text{日} \times 0.3 &= 12,857\text{円} \leq 25,000\text{円}(\text{下限額}) \\ &\Rightarrow \text{協力金単価:25,000円} \times\end{aligned}$$

※算出結果が下限額(25,000円)以下のため
協力金単価は25,000円となります。

$$\text{協力金の額} = 175,000\text{円}(\text{協力金単価} \times 7 \text{日})$$

■令和元年8月20日から8月26日の売上高の合計:75万円

$$\begin{aligned}75\text{万円} \div 7 \text{日} \times 0.3 &= 32,142\text{円} \\ &\Rightarrow \text{協力金単価:33,000円}\end{aligned}$$

$$\text{協力金の額} = 231,000\text{円}(\text{協力金単価} \times 7 \text{日})$$

■令和元年8月20日から8月26日の売上高の合計:200万円

$$\begin{aligned}200\text{万円} \div 7 \text{日} \times 0.3 &= 85,714\text{円} \geq 75,000\text{円}(\text{上限額}) \\ &\Rightarrow \text{協力金単価:75,000円} \times\end{aligned}$$

※算出結果が上限額(75,000円)以上のため
協力金単価は75,000円となります。

$$\text{協力金の額} = 525,000\text{円}(\text{協力金単価} \times 7 \text{日})$$

(ア)8月方式×(B)売上高減少額方式

$$\text{協力金単価} = (\text{令和元年又は令和2年の8月の売上高} \div 31 \text{日} - \text{令和3年8月の売上高} \div 31 \text{日}) \times 0.4$$

■令和元年8月の売上高:1,000万円

令和3年8月の売上高:290万円

$$\begin{aligned} & (1,000 \text{万円} \div 31 \text{日} - 290 \text{万円} \div 31 \text{日}) \times 0.4 \\ & = (322,581 \text{円} - 93,549 \text{円}) \times 0.4 \\ & = 229,032 \text{円} \times 0.4 \\ & = 91,613 \text{円} \cdots \text{①} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{令和元年の1日当たりの売上高} \times 0.3 \\ & = 322,581 \text{円} \times 0.3 = 96,775 \text{円} \cdots \text{②} \end{aligned}$$

①と②を比較して額の小さい方が協力金単価となります。

① $\leq$ ②なので協力金単価:92,000円(千円未満切り上げ)

$$\text{協力金の額} = 644,000 \text{円} (\text{協力金単価} \times 7 \text{日})$$

■令和元年8月の売上高:1,000万円

令和3年8月の売上高:150万円

$$\begin{aligned} & (1,000 \text{万円} \div 31 \text{日} - 150 \text{万円} \div 31 \text{日}) \times 0.4 \\ & = (322,581 \text{円} - 48,387 \text{円}) \times 0.4 \\ & = 274,194 \text{円} \times 0.4 \\ & = 109,678 \text{円} \cdots \text{①} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{令和元年の1日当たりの売上高} \times 0.3 \\ & = 322,581 \text{円} \times 0.3 = 96,775 \text{円} \cdots \text{②} \end{aligned}$$

①と②を比較して額の小さい方が協力金単価となります。

① $\geq$ ②なので協力金単価:97,000円(千円未満切り上げ)

この例の場合②の方が小さいため、『売上高減少額×0.4』ではなく『売上高×0.3』が協力金単価となります。

$$\text{協力金の額} = 679,000 \text{円} (\text{協力金単価} \times 7 \text{日})$$

(イ)時短要請日方式×(B)売上高減少額方式

協力金単価＝(令和元年又は令和2年の8月20日から8月26日の
売上高の合計÷7日－令和3年8月20日から
8月26日の売上高の合計÷7日)×0.4

■令和2年8月20日から8月26日の売上高の合計:500万円
令和3年8月20日から8月26日の売上高の合計:200万円

$$\begin{aligned} & (500万円 \div 7日 - 200万円 \div 7日) \times 0.4 \\ & = (714,286円 - 285,714円) \times 0.4 \\ & = 428,572円 \times 0.4 \\ & = 171,429円 \cdots ① \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{令和2年の1日当たりの売上高} \times 0.3 \\ & = 714,286円 \times 0.3 = 214,286円 \cdots ② \end{aligned}$$

①、②、20万円を比較して最も小さい額が協力金単価となります。

①≤20万円②なので協力金単価:172,000円
(千円未満切り上げ)

$$\text{協力金の額} = 1,204,000円 (\text{協力金単価} \times 7日)$$

■令和2年8月20日から8月26日の売上高の合計:470万円
令和3年8月20日から8月26日の売上高の合計:430万円

$$\begin{aligned} & (470万円 \div 7日 - 430万円 \div 7日) \times 0.4 \\ & = (671,429円 - 614,286円) \times 0.4 \\ & = 57,143円 \times 0.4 \\ & = 22,858円 \cdots ① \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{令和2年の1日当たりの売上高} \times 0.3 \\ & = 671,429円 \times 0.3 = 201,429円 \cdots ② \end{aligned}$$

①、②、20万円を比較して最も小さい額が協力金単価となります。

①≤20万円≤②なので協力金単価:23,000円
(千円未満切り上げ)

$$\text{協力金の額} = 161,000円 (\text{協力金単価} \times 7日)$$

この例の場合、減少額が少ないため、協力金単価が売上高方式の
下限額(25,000円)を下回っています。減少額によっては**売上高
方式の方が支給額が多くなる可能性があります**のでご注意ください。

新規開業特例

新規開業特例の場合は、営業実態がわかる書類などから総合的に判断します。

令和2年8月20日以降に新規開業し、協力金単価を算出するのに十分な営業期間が取れない場合は、次の特例により基準額を算出することができます。

申請方法の目安

次のいずれかの方法で『1日当たりの売上高※』を計算してください。

※売上高は消費税・地方消費税を除いた額を用います。

【8月方式】

営業開始日から令和3年7月31日までの売上高の合計÷
営業開始日から令和3年7月31日までの暦日数

【期間合計方式】

<第10期については選択不可>

【時短要請日方式】

営業開始日から令和3年8月19日までの売上高の合計÷
営業開始日から令和3年8月19日までの暦日数

1日当たりの売上高が全ての店舗で83,333円以下

- 申請方法は『簡易申請』となります（詳細は11ページ）。
※確定申告書、売上台帳等の提出は必要ありません。
※確定申告等が不要となっている場合、基本的には簡易申請となります。
- 1店舗当たりの支給額: 175,000円

1日当たりの売上高が83,333円を超える店舗がある

- 申請方法は『通常申請』となり、特例用の売上高情報シートの添付が必要となります。
※確定申告書、売上台帳等の提出が必要となります。
※大企業は通常申請に限ります。
- 1店舗当たりの支給額は売上高等に応じて異なります。
175,000～1,400,000円
(大企業の場合は0～1,400,000円)

新規開業特例による協力金単価の算出方法

【売上高方式の算出方法】

協力金単価＝営業開始日からの『1日当たりの売上高』×0.3

【売上高減少額方式の算出方法】

協力金単価＝(営業開始日からの『1日当たりの売上高』－
令和3年の『1日当たりの売上高』)×0.4

※算出結果はいずれも千円未満を切り上げ

営業開始日からの『1日当たりの売上高』の計算方法

【8月方式】

営業開始日からの『1日当たりの売上高』
＝営業開始日から令和3年7月31日までの売上高の合計
÷営業開始日から令和3年7月31日までの暦日数

【期間合計方式】

＜第10期については選択不可＞

【時短要請日方式】

営業開始日からの『1日当たりの売上高』
＝営業開始日から令和3年8月19日までの売上高の合計
÷営業開始日から令和3年8月19日までの暦日数

令和3年の『1日当たりの売上高』の計算方法

売上高減少額方式で用いる令和3年の『1日当たりの売上高』は営業開始日からの『1日当たりの売上高』の計算方法に応じて次のとおり計算します。

【8月方式】令和3年8月の売上高÷31

【時短要請日方式】令和3年8月20日から8月26日の売上高の合計÷7

新規開業特例での算出例①

【計算例】売上高方式×8月方式(開業日から7月31日までの売上高)

▼令和3年6月1日オープンの飲食店

令和3年	5月	6月	7月	8月
売上高(月)		500万	300万	...

■令和3年6月1日から7月31日までの売上高の合計:800万円

■令和3年6月1日から7月31日までの暦日数:61日

$800\text{万円} \div 61\text{日} \times 0.3 = 39,345\text{円}$

⇒協力金単価:40,000円

協力金の額=280,000円(協力金単価×7日)

【計算例】売上高方式×時短要請日方式

(開業日から8月19日までの売上高)

▼令和3年8月13日オープンの飲食店

令和3年	8月12日	8月13日	8月14日	8月15日
売上高(日)		50万	10万	30万
令和3年	8月16日	8月17日	8月18日	8月19日
売上高(日)	30万	休業	15万	10万

■令和3年8月13日から8月19日までの売上高の合計:145万円

■令和3年8月13日から8月19日までの暦日数:7日

※休業日を含めて計算します

$145\text{万円} \div 7\text{日} \times 0.3 = 62,143\text{円}$

⇒協力金単価:63,000円

協力金の額=441,000円(協力金単価×7日)

【計算例】売上高減少額方式×8月方式

(開業日から7月31日までの売上高と令和3年8月の売上高の比較)

▼令和3年6月1日オープンの飲食店

令和3年	5月	6月	7月	8月
売上高(月)		1,500万	300万	250万

■令和3年6月1日から7月31日までの売上高の合計:1,800万円

■令和3年6月1日から7月31日までの暦日数:61日

■令和3年8月1日から8月31日までの売上高の合計:250万円

■令和3年8月1日から8月31日までの暦日数:31日

 $(1,800万円 \div 61日 - 250万円 \div 31日) \times 0.4$ $= (295,082円 - 80,646円) \times 0.4 = 85,775円$ $\Rightarrow$ 協力金単価:86,000円

協力金の額=602,000円(協力金単価×7日)

【計算例】売上高減少額方式×時短要請日方式

(開業日から8月19日までの売上高と

8月20日から8月26日の売上高の比較)

▼令和3年7月1日オープンの飲食店

令和3年	7月1日から8月19日 までの売上高の合計	8月20日から8月26日 までの売上高の合計
売上高(日)	1,300万	100万

■令和3年7月1日から8月19日までの売上高の合計:1,300万円

■令和3年7月1日から8月19日までの暦日数:50日

■令和3年8月20日から8月26日までの売上高の合計:50万円

■令和3年8月20日から8月26日までの暦日数:7日

 $(1,300万円 \div 50日 - 50万円 \div 7日) \times 0.4$ $= (260,000円 - 71,429円) \times 0.4 = 75,429円$ $\Rightarrow$ 協力金単価:76,000円

協力金の額=532,000円(協力金単価×7日)

協力金(第10期)はいつ支給されますか。

協力金の支給は、9月下旬以降順次行う予定です。審査結果については、申請者全員に対して、通知をお送りいたします。

確定申告をしていないと申請できませんか。

簡易申請となる場合は、確定申告書の提出は不要です。しかしながら、申告義務がある場合は適切に手続きを行っていただきますようお願いいたします。

通常申請となる場合は、売上高の確認のため確定申告書の提出が必要になりますので、適切に申告後申請を行ってください。

通常午後8時まで営業している店舗が、酒類の提供のみ午後8時から午後7時に短縮した場合は、協力金の対象となりますか？

従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している飲食店については協力金の対象外です。

法人事業概況説明書、青色申告決算書に月別の売上が記載していない場合はどうしたらよいですか。

月別の売上等が確認できる年間の売上台帳等を追加で提出してください。

本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか？

対象区域内において対象店舗を運営し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的にご協力いただいた場合には、対象になります。

大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、個人事業主は協力金の対象となりますか？

対象店舗を運営する等要件を満たせば協力金の対象となります。

食品衛生法上の許可を取得していれば全ての店舗が対象になるのでしょうか？

テイクアウトやデリバリーのための飲食店やコンビニエンスストア、料理教室などは、営業時間短縮の協力要請の対象店舗ではないため、飲食店営業許可書を取得していても、協力金の対象となりません。

売上高は消費税込みですか、消費税抜きですか？

売上高は消費税・地方消費税を除いたものを用います。

確定申告や日々の売上高管理等を税込みで行っており、かつ税込みの売上高を個別に税抜きにすることが困難な場合は『税込みの売上高÷(1+税率)』といった方法で税抜きの売上高を計算しても差し支えありません。

協力金単価の算出に当たり、算出方式は統一しなければならないですか。

店舗ごとに自由に選択できます。

新規開業特例の適用を考えているが、飲食店営業許可書の許可日以降に準備やコロナの影響で新規開店を数ヵ月見合わせていました。売上高の算出は営業許可書の有効期間開始日から計算しないといけませんか。

営業開始日がわかる書類(オープンを告知したチラシ等)を添付することで、実際の開業日から算出していただけます。なお、営業開始日がわかる書類が提出できない場合は、営業許可書の有効期間開始日を営業開始日とします。

午後8時を超えて酒類を提供している店舗が酒類の提供を午後7時まで短縮し、午後8時から午前5時までの間、酒類の提供を行わずに営業を継続する場合、協力金の対象となりますか？

午前5時から午後9時までの間に営業時間を短縮していただく必要がありますので、酒類の提供のみ午後7時までとしても、協力金の対象とはなりません。

対象区域内で複数の飲食店を運営していますが、全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか？

対象区域内の全対象店舗において要請に協力していただかなければ協力金を支給できません。1つでも要請に協力いただけない店舗がある場合は、協力金の支給はできませんので、対象区域内の全対象店舗でのご協力をお願いします。

インターネットを利用できる環境がない場合でも宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」を入手する方法はありますか？

インターネットをご利用いただけない方は宮城県庁窓口での手続きも可能です。詳細は、宮城県食と暮らしの安全推進課(022-211-2643)にお問い合わせください。

※その他、宮城県ホームページに掲載している『よくあるお問い合わせ』『新型コロナウイルス感染拡大防止協力金FAQ(宮城県作成)』をご確認ください。

中小企業者・大企業は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条にもとづき判断します。

なお、会社法人以外の法人、個人事業主は大企業に該当しません。

(1) 中小企業者

以下のいずれかに該当する場合は中小企業者となります。

業種分類	下記いずれかに該当	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、 運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

日本標準産業分類上の分類と業種分類の関係は次のとおりです。
なお、飲食業は『小売業』の基準で判定を行います。

業種分類	日本標準産業分類上の分類
製造業、建設業、 運輸業その他 の業種	下記以外の全て
卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)

(2) 大企業

上記の中小企業者の定義のいずれにも該当しない場合は大企業となります。